

令和5年4月14日

横須賀市長 上地克明 殿

要 請 書 (5)

参加団体（アイウエオ順）

いらない！原子力空母	市原 和彦
改憲・戦争阻止！大行進横須賀 事務局長	船木 明貴
神奈川ネットワーク運動・横須賀 代表	瀧川 君枝
神奈川平和運動センター	福田 譲
かながわ平和憲法を守る会	共同代表 吳東 正彦
原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会	共同代表 吴東 正彦
原子力空母の母港化を阻止する三浦半島連絡会事務局長	新倉 泰雄
新日本婦人の会横須賀支部 支部長	井上 浩子
非核市民宣言運動ヨコスカ	新倉 裕史
ピースムーブ・ヨコスカ	中井美和子
すべての基地に「ノー」を・ファイト神奈川	木元 茂夫
三浦半島地区労センター 事務局長	小原 慎一
ユニオンヨコスカ	委員長 小島 武志
横須賀市東部漁業協同組合組合員	小松原哲也
横須賀市民9条の会	巴 ふ さ
よこすか非戦手帖	松本 麻里
横須賀平和委員会 会長	萩原 富子
ヨコスカ平和船団	鈴木 茂樹

米海軍横須賀基地の排水処理施設の有機フッ素化合物汚染問題につき、今年2月17日に昨年中の米海軍による排水の調査結果がやっと公表されました。他の調査結果の公表については、昨年12月15日の説明より後退し、さらに原因も、汚染発見後1年が経過しようとしているのに全く明らかにされておらず、市長も国に対して、これらについて質問し、追及しているところです。

そこで、私達は緊急に、以下の点を要請いたしますので、是非さらなる積極的な回答、行動をお願いいたします。

1、今年1月以降の排水サンプリングの結果が、未だに公表されていないので、速やかに  
1月以降、現在までの排水処理施設のサンプリング調査結果の公表を求めて下さい。

2、米海軍の行った22ヶ所のリフトステーション及び排水処理施設の汚泥の調査結果について、12月15日には、環境分科委員会を含む日米合同委員会の枠組みで調整され公表されるとの説明があったのに、今回は、米側からは、提供施設区域内の内部運用に関係するため公表することはできない、と大幅に後退した内容となっています。

そもそも提供区域内であっても環境問題については、地位協定3条の基地管理権を制限して、日本側が立ち入って調査したり、情報提供を求めることができる、としたのが岸田首相が外相時代に作った環境補足協定の肝であり、今回の説明はそれを全く骨抜きにする許しがたいものです。

これについての市の認識をお聞かせいただくとともに、再度、速やかなる公表を、日米双方に求めて下さい。

3、同様に、市長が指摘するとおり、環境補足協定に基づく立ち入りの際に、市の希望する排水処理施設の入口、出口、フィルター処理後の排水のサンプリングが実施することができなかったことも大きな問題で、地位協定3条の基地管理権を制限して、日本側が立ち入って調査できる、としたのが岸田首相が外相時代に作った環境補足協定の肝であ

り、今回の国及び米海軍の態度はそれを全く骨抜きにする許しがたいものです。

できないとわかったのは、事前にですか、当日現場ですか。

別紙資料1のように、ドイツでは補足協定に基づいて、2012年以降、PFA汚染の可能性のある米軍基地をドイツ政府等が立ち入り調査し、5ヶ所で汚染を確認したことです。

従って、上記ドイツの補足協定や岸田首相が外相時代に作った環境補足協定の趣旨に沿った運用を求め、上記課題、さらに泡消火剤の過去の保管場所、訓練での使用場所等の確認、泡消火剤の撤去状況の確認、土壤調査等の実現のためにも、再度の立ち入り調査を速やかに求めて下さい。

4、市長の指摘するように日本環境管理基準（JEGS）に、排水の規定も設けるような改定を求めて、より積極的に政府に、米海軍に、市独自でも、他の自治体とも連携して行動を開始して下さい。

5、昨年5月の汚染確認から9ヶ月が経っていますが、全く汚染の原因が明らかにされておらず、これでは市民の不安は増すばかりです。

排水処理施設のすぐ西側の消防署による消火剤放出訓練や、他の使用、漏出箇所による土壤汚染の可能性もないでしょうか。

---

米海軍自体が司令部による調査報告書を作成中であることを私達も確認しています。いつ頃迄に調査報告書が完成し、公表される予定なのか米海軍に直接確認して下さい。

6、米海軍横須賀基地の下水道排水システムは、雨水と排水の合流式なのですか、分流式なのですか、の確認を11月の要請で求めましたが、どうでしたか。

もし、分流式だとすると、土壤汚染の可能性もあるので、雨水→土壤→雨水路→直接海への汚染放出のおそれもあるので、雨水枠や雨水の海への排出口の排水のサンプリング調査も求めて下さい。

7、昨年11月1日以降、そして今年1月以降のフィルター設置後の排水サンプリング結果が、具体的に、安定的に国の基準値を下回っていることの確認がなされるまでは、排水処理場からの排水をしないよう、国と米海軍に求めて下さい。

またサンプリングを毎日行うことと、それによる排水の結果が今後基準超過の場合にも、同様の措置を求めて下さい。

8、米本国の環境保護庁の新しい暫定勧告値によれば、PFOは、0・02ng/l以下、PFOAは、0・004ng/l以下でなければならないとされており、米国自身が、日本と米国の環境基準の厳しい方に従うと約束しているところです。

また別紙資料2のように飲料水内のPFAを4ng/l以下とする基準を策定中です。これらの基準からすれば、米軍の排水処理後の値や、政府の調査した周辺海域海水のPFA値も、決して安全とは言えないのではないでしょうか。

9、また2月17日公表の政府の調査した周辺海域海水のPFA値は、排水処理施設に近い海域で高く、また時間がたつほど高くなっている、これは排水処理施設からPFAが少なくとも6ヶ月間排出された影響と考えられないでしょうか。

10、4月10日放送のNHKクローズアップ現代の、横須賀基地周辺の魚貝類と、海底土砂中のPFA調査によると、海底土砂中のPFAが、他の場所に比べてかなり高くなっていたとのことです。これが周辺の海洋生物による食物連鎖によって濃縮されなければ、それを食べる市民の健康と安全に深刻な影響を及ぼしかねないものです。

沖縄県や東京都多摩地区での市民団体の調査では、住民の血液中のPFA濃度が、全国平均より高く、ドイツの目標値を上回っているとのことです。

従って今後市として周辺海域での海底土砂や海洋生物中のPFAのサンプリング調査希望する市民の血中のPFAの濃度の検査等を実施することを具体化して下さい。